

社会資本総合整備計画

防災・安全交付金

令和02年05月22日

計画の名称	福井県地域住宅等整備重点計画（防災・安全）													
計画の期間	平成29年度～令和02年度（4年間）											重点配分対象の該当	○	
交付対象	福井市,越前市,あわら市													
計画の目標	東日本大震災を教訓として、住宅・建築物の耐震化等を行うことにより、安全で安心できる住まい・まちづくりを実現する。													
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）		1,160	A	1,158	B	0	C	2	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0.17	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		（H29当初）		（R2末）
1	公営住宅および改良住宅の耐震化率を令和2年度までに92%			
	耐震性能を満たす公営住宅および改良住宅の割合（独自調査） （耐震性を有する公営住宅および改良住宅数）／（公営住宅および改良住宅総数）	77%	%	92%
2	災害時の拠点となる建築物の耐震化率を令和2年度までに92%（災害時の拠点となる建築物：地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等。災害弱者が利用している福祉施設を含む。）			
	耐震性能を満たす災害時の拠点となる建築物の割合（独自調査） （耐震性を有する災害拠点建築物数）／（災害拠点建築物総数）	90%	%	92%

備考等	個別施設計画を含む	○	国土強靱化を含む	○	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
・福井県国土強靱化地域計画に基づき実施される要素事業：A16 全て												

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	福井市	直接	福井市	-	-	公営住宅等整備事業	公営住宅建替え	福井市		■	■	■		721		策定済
	A15-002	住宅	一般	福井市	直接	福井市	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	耐震改修等	福井市			■	■		11		策定済
	A15-003	住宅	一般	越前市	直接	越前市	-	-	公営住宅等ストック総合 改善事業	耐震改修等	越前市			■	■		6		策定済
	A15-004	住宅	一般	福井市	直接	福井市	-	-	改良住宅ストック総合改 善事業	耐震改修等	福井市	■	■	■	■		256		策定済
											小計						994		
住環境整備事業	A16-005	住宅	一般	福井市	直接	福井市	-	-	住宅・建築物耐震改修事 業	改正耐震改修促進法における 耐震診断義務付けられた建築 物の建替え	福井市	■	■	■	■		146		-

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
住環境整備事業	A16-006	住宅	一般	あわらし市	直接	あわらし市	-	-	住宅・建築物耐震改修事業	改正耐震改修促進法における耐震診断義務付けられた建築物の耐震改修	あわらし市		■				18	-	
											小計						164		
											合計						1,158		

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	福井市	直接	福井市	-	-	改良住宅ストック総合改善関連事業	移転費補助等	福井市	■					2		-
		改良住宅ストック総合改善事業と一体となって改修に伴う入居者移転費補助等を行うことで、県民に安全な住まい及び環境を提供することができる。																	
											小計						2		
											合計						2		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

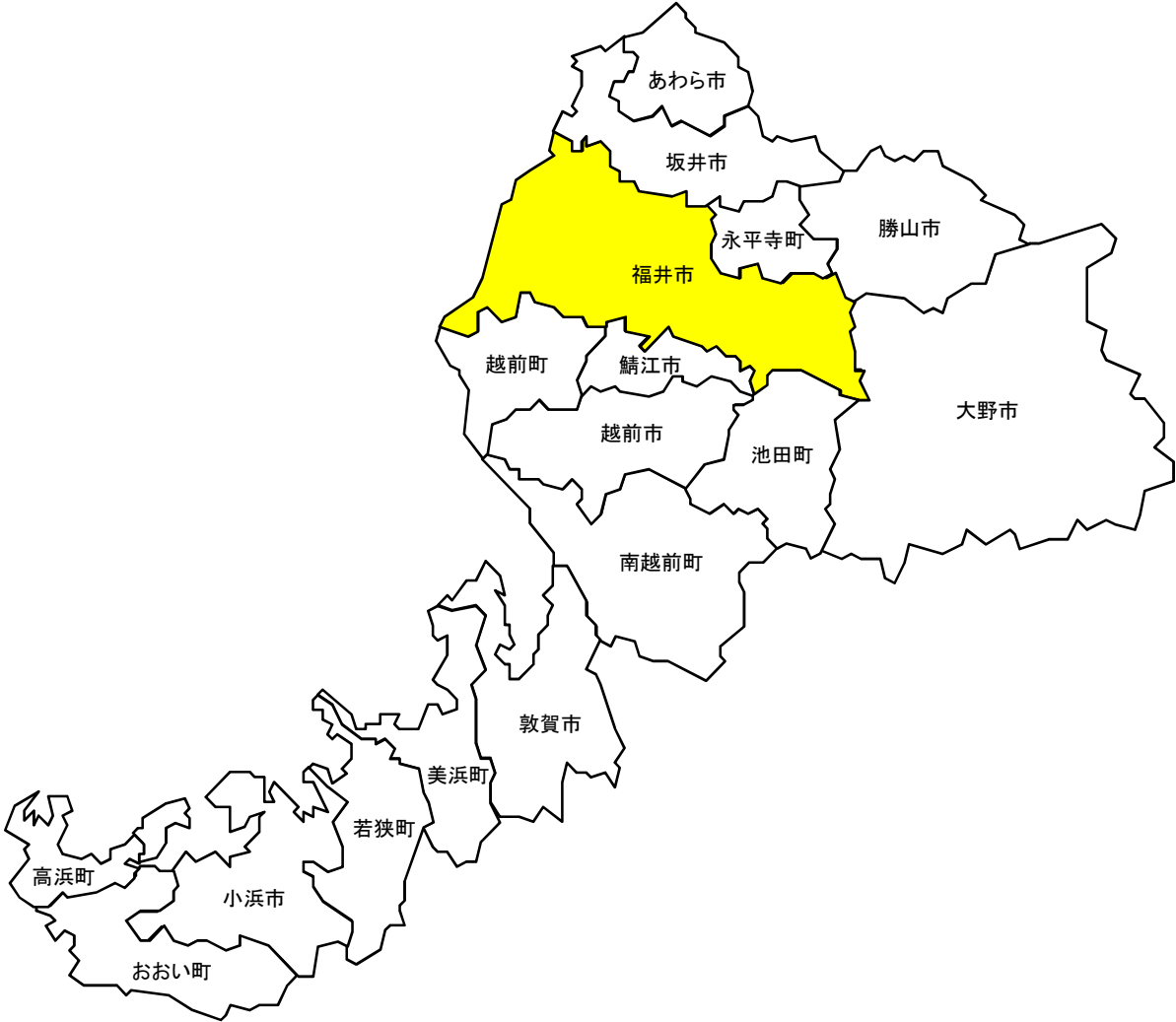
	H29	H30	H31		
配分額 (a)	79	135	119		
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	79	135	119		
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0		
支払済額 (e)	79	135	119		
翌年度繰越額 (f)	0	0	0		
うち未契約繰越額(g)	0	0	0		
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考図面) 社会資本総合整備計画

計画の名称	福井県地域住宅等整備重点計画（防災・安全）
計画の時期	平成29年度～令和2年度

福井県における公営住宅等整備事業

福 井 市： 東安居団地 建替え294戸



 事業主体を示す

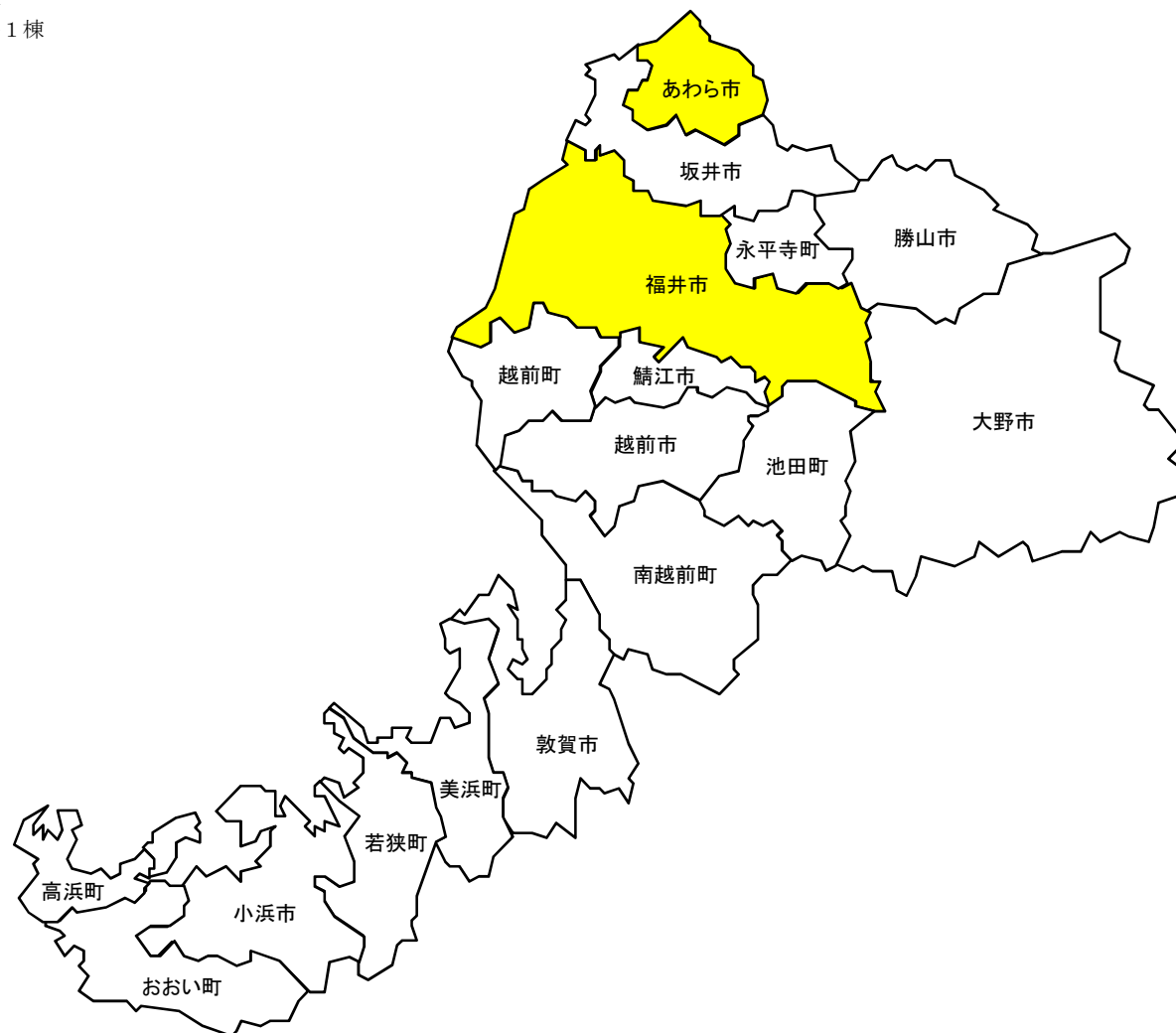
(参考図面) 社会資本総合整備計画

計画の名称	福井県地域住宅等整備重点計画（防災・安全）
計画の時期	平成29年度～令和2年度

福井県における住宅・建築物安全ストック形成事業

福井市： 建替え1棟

あわら市：耐震改修等1棟



事業主体を示す

(参考図面) 社会資本総合整備計画

計画の名称	福井県地域住宅等整備重点計画（防災・安全）
計画の時期	平成29年度～令和2年度

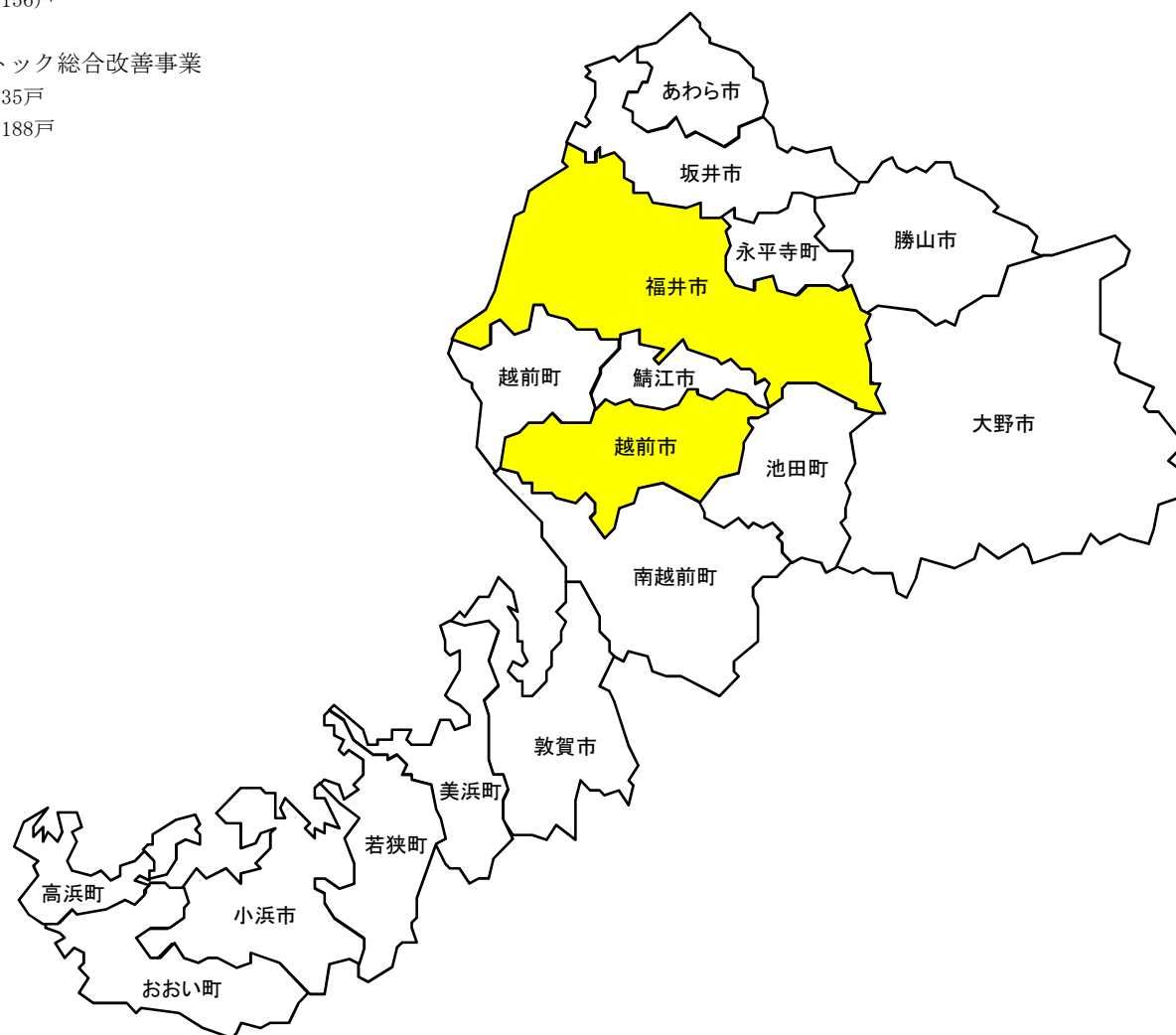
福井県における改良住宅ストック総合改善事業

福 井 市： 耐震改修等156戸

福井県における公営住宅等ストック総合改善事業

福 井 市： 耐震改修等35戸

越 前 市： 耐震改修等188戸



事業主体を示す

地域住宅計画 福井県地域(第3期)

(第8回変更)

福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、
鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、
南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

(令和2年5月)

地域住宅計画

計画の名称	地域住宅計画 福井県地域（第3期）
-------	-------------------

都道府県名	福井県	作成主体名	福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、 鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、 南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、
-------	-----	-------	--

計画期間	平成 28 年度 ~ 令和 2 年度
------	--------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

福井県(当該地域)は、日本列島の日本海沿岸のほぼ中央に位置し、人口は約79万人、世帯数は約28万世帯の地域である。人口は減少しているが、世帯数は増加している。また、65歳以上の高齢者は約22万人で、総人口に占める割合は約29%に達しており、全国平均を上回っている。

本県では、これまでに、県民の持ち家取得の促進、地球温暖化防止に向けた住宅の省エネルギー性能の向上、高齢社会を踏まえた住宅のバリアフリー化、地震や雪に強い住宅の性能の確保など、質の高い住まいづくりへの支援を実施している。

平成25年住宅・土地統計調査によると、県内の総住宅数は約310千戸、総世帯数は約266千世帯となり、住宅数が世帯数を上回っている。空き家数は約43千戸で、空き家率は13.9%となっており、住宅ストックの有効活用が重要となっている。なお、延べ床面積は143.8㎡(全国第2位)と広く、平成27年国勢調査による三世帯同居率は15.0%(全国第2位)、持ち家率は75.7%(全国第3位)と優れた住環境となっている。

住宅の耐震化率は74%(平成27年度)にとどまっている状況であり、大規模地震の発生による人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化を促進している。

公営住宅については、昭和40年代から50年代にかけて多く供給されており、これらの老朽化が進んでいるため、建替えだけでなく、住宅ストックに応じた適切な手法による維持保全・長寿命化を進めている。

2. 課題

少子高齢化と人口減少の急速な進展、空き家の増加、相次ぐ自然災害など住宅・住環境を取り巻く状況の変化に対応していくことが求められている。このような中で、「ふくいらしい住まい」「誇りと愛着が持てるまち並み」「環境にやさしく持続可能な住まい」「誰もが安心して暮らせる住まい」を目標に、ふくいの住みよい暮らしを発展し、次世代につなぐため、福井に住んでいるひと、福井に来て住むひとたちが幸福を実感し、人生を豊かに感じられるゆとりある豊かな住生活の実現を目指す。

- ① 「ふくいらしい住まい」の課題：持ち家率や共働き率が高く、住宅が広いという本県の特徴を活かし、子育てや介護を世代間で助け合い、福井の風土に適した住環境の整備等の促進
- ② 「誇りと愛着が持てるまち並み」の課題：先人が築き上げてきた伝統的民家等の貴重な景観資源や伝統的技法を活かした住環境の保全・次世代への継承
- ③ 「環境にやさしく持続可能な住まい」の課題：空き家の増加に対応するため、空き家の適正な管理・利活用、老朽化した空き家の除却の促進
- ④ 「誰もが安心して暮らせる住まい」の課題：住宅の耐震化の一層の促進、公的賃貸住宅の的確な供給と民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

3. 計画の目標

ゆとりある豊かな住生活の実現 ～住むひと・来るひとが幸福を実感できるふくい住まいづくり～

「ふくらしい住まい」

- ・子育てしやすい住まいづくり
- ・高齢者・障がい者等にやさしい住まいづくり
- ・地産地消の住まいづくり

「誇りと愛着が持てるまち並み」

- ・地域特性を活かしたまち並みづくり
- ・先人が築きあげてきた住まいやまち並みの保存・活用
- ・地域の住生活産業の成長

「環境にやさしく持続可能な住まい」

- ・空き家の活用・除却の促進
- ・環境にやさしい住まいづくり
- ・住宅の適正な維持管理の促進

「誰もが安心して暮らせる住まい」

- ・災害等に強い安全な住まいづくり
- ・公的賃貸住宅の適切な供給
- ・民間賃貸住宅への入居の円滑化

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
住宅の耐震化率	%	耐震性能を満たす住宅の割合 (住宅・土地統計調査)	74	H27	90	R2
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	%	2箇所以上の手すり設置または屋内の段差を解消した住宅の割合 (住宅・土地統計調査)	43	H25	60	R2
誘導居住面積水準の達成世帯の割合	%	誘導居住面積水準を確保した住宅ストックの割合 (住宅・土地統計調査)	74	H25	80	R2
三世代同居率	位	三世代同居世帯の割合(全国順位) (国勢調査)	全国2位	H22	全国2位 以上	R2
空き家・空き建築物の割合	%	空き家再生等推進事業を実施する区域における空き家・空き建築物の割合	3.9	H28	3.8	R2
まちなか地区の人口増減率	%	福井市まちなか地区における人口増加の割合	-10.2	H28	-9.0	R2
居住環境再構築区域における人口密度	人/ha	福井市居住環境再構築区域におけるR2年度の人口密度	51.5	H28	52.7	R2

※計画期間の終了後、左記の指標を用いて評価を実施する。

なお、本計画の目標、目標を達成するために必要な事業等については、計画期間中における社会情勢や経済状況の変化等により適宜見直しを行うこととする。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

○公営住宅等整備事業

地域における住宅困窮者の居住の安定を確保するため、公営住宅等の整備を行う。

○公営住宅等ストック総合改善事業

既存ストックを有効活用し、住宅に対する多様なニーズに対応するため、居住性・安全性の確保、高齢者等への対応および長寿命化に寄与する改善を行う。（全面的改善（住棟全体の改善工事）、個別改善（耐震改修、外壁改修、屋上断熱防水、高齢者改善 住棟の部分的改善工事等））

また、予防保全的な維持管理、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図るため、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行う。

○地域優良賃貸住宅整備事業

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定および移住者等の定住促進を図るとともに、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、地域優良賃貸住宅を整備する。

・整備を促進すべき地域：南越前町全域

○住宅地区改良事業等

改良住宅における居住性・安全性の確保、高齢者等への対応および長寿命化に寄与する改善を行う。

また、居住環境の整備改善及び地域活性化に資するため、空き家住宅等の除却および活用を行う。

【不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を推進すべき区域】

福井市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町 全域

＜現況＞：空き家・空き建築物数12,122棟、区域内の住宅・建築物数310,065棟、割合3.9% ＜目標＞目標年度 令和2年度、目標値190件

【空き家住宅又は空き建築物の活用を推進すべき区域】

大野市、南越前町、越前町、おおい町 全域

＜現況＞：空き家・空き建築物数 1,838棟、区域内の住宅・建築物数 49,115棟、割合3.7% ＜目標＞目標年度 令和2年度、目標値 23件

○公的賃貸住宅家賃低廉化事業

公的賃貸住宅を低廉な家賃で供給するため、公的賃貸住宅家賃低廉化事業を行う。

○優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

(2) 提案事業の概要

○空き家対策事業

民間の中古住宅の品質・状態を明確化し、優良な空き家の市場への流通を促進するため、福井県版住宅診断制度の普及を図るとともに、公的賃貸住宅の空き家に対する家賃助成を行う。また、外部の専門家を交えて多岐にわたる空き家問題への対策について協議・検討を行うため、福井県空き家対策協議会を開催する。さらに、より一層空き家の流通・除却を進めるため、無料相談会や所有者による除却への補助などを行う。

○公営住宅等除却事業

居住環境の改善や周辺的生活環境の保全のため、移転補償・老朽化した公営住宅等の除却を行う。

○福井の伝統的民家普及促進事業

福井の伝統的民家を継承していくため、新築・改修に対する補助を行う。

○福井の歴史的建造物保存促進事業

「福井の歴史的建造物」の保存およびまちづくりへの活用を促進するため、改修に対する補助を行う。

○子育て世帯と移住者への住まい支援事業、多世帯同居・近居住まい推進事業、街なか建替等支援事業

福井県への定住促進、子育て世帯支援、空き家の有効利用や適正管理を図ることを目的として、戸建住宅の取得およびリフォーム工事の費用の一部を助成する。

○まちなか住まい支援事業、中心市街地等定住促進事業、居住支援事業

中心市街地等における定住を促進するため、戸建住宅・共同住宅の新築および改修、家賃助成等を行う。

○空き家リフォーム支援事業、空き家活用支援事業

増加する空き家を有効活用し、定住促進及び地域活性化を図るため、改修費用に対し助成を行う。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(交付期間内事業費は概算事業費、金額の単位は百万円)

基幹事業

A1 基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業		福井市、大野市、おおい町、若狭町	499戸	1,729
公営住宅等ストック総合改善事業		福井県、福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町	3,809戸	2,647
地域優良賃貸住宅整備事業		南越前町	15戸	203
住宅地区改良事業等	改良住宅ストック総合改善事業	福井市、敦賀市、坂井市	457戸	884
	空き家再生等推進事業(活用)	越前町、美浜町、おおい町	5戸	8
	空き家再生等推進事業(除却)	福井市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、越前市、南越前町、越前町、美浜町	61戸	30
	空き家再生等推進事業	全市町	-	15
公的賃貸住宅家賃低廉化事業		福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、越前市	-	697
優良建築物等整備事業(中央1丁目10番地地区)		福井市	1地区	990
小計(A1)				7,203

Ac 提案事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
空き家対策事業	福井県、全市町	-	21
公営住宅等除却事業	福井県、大野市、勝山市、あわら市、越前市、永平寺町、坂井市	-	232
福井の伝統的民家普及促進事業	福井県、全市町	57戸	105
福井の歴史的建造物保存促進事業	福井県、越前市	1戸	1
子育て世帯と移住者への住まい支援事業	全市町	96戸	86
多世帯同居・近居住まい推進事業	全市町	419戸	339
まちなか住まい支援事業	福井市	116戸	26
空き家リフォーム支援事業	福井市	12戸	4
中心市街地等定住促進事業	大野市	140戸	65
空き家活用支援事業	若狭町	17戸	8
居住支援事業	福井市	41戸	12
街なか建替等支援事業	福井市、永平寺町	10戸	1
小計(Ac)			900

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【大野市】

＜配慮入居者に関する事項＞

次のいずれかに該当する者

① 18歳未満の同居する子供がいる者

② 入居者又は同居親族に60歳以上の者又は心身障害者がある者

＜賃貸に関する事項＞

配慮入居者に対して、家賃の減額措置を講ずる。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

＜住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業＞

- ・空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等を推進する。

＜地域優良賃貸住宅に入居させることが適当と認められる世帯（地域優良賃貸住宅制度要綱第5条1項六号関係）＞

子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯のほか、災害等の特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯は、下記に定める世帯とする。

- ・災害被災世帯
- ・移住定住者（UIJターン者等）（ただし要綱第3条に定める供給計画等において特に定める場合に限る）

【福井市】

＜地域優良賃貸住宅（高齢者型・一般型）の整備に関する事項＞

【対象地域】

福井市都市計画マスタープランに定める「まちなか地区」内とする。

【入居資格（高齢者型）】

高齢者世帯（単身世帯を含む）

【入居資格（一般型）】

子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、特別な事情のため入居させることが適当と認められる世帯

【敦賀市】

＜地域優良賃貸住宅の整備に関する事項＞

【対象地域】

一般型については、敦賀市地域優良賃貸住宅（一般型）補助金交付要綱に定める「住宅対策地域」内とし、高齢者型については、敦賀市全域とする。

【入居資格（一般型）】

新婚・子育て世帯、母子家庭等、高齢者世帯、障害者世帯、単身世帯（ただし、「敦賀市中心市街地活性化基本計画（平成21年12月）」に定める中心市街地内に限る）とする。

【入居資格（高齢者型）】

高齢者世帯（単身世帯を含む）

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。